第十五条の三第一項第四号	又は第十三号	若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第十五条の三第二項	及び第六号から第八号までに掲げる事項（同条第四号又は第十三号	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに法第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日（法第七条第四号若しくは第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等又は同条の表の下欄
第二十二条	及び戸籍の表示	、法第三十条の四十五に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項
第二十三条第二項及び第二十四条の三	第五号まで及び第十三号	第四号まで及び第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄
第三十条の五第一号	住民票の記載を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載を行つた旨
第三十条の五第二号	住民票の消除を行つた旨	外国人住民に係る住民票の消除を行つた旨
第三十条の五第三号及び第四号	住民票の記載の修正を行つた旨	外国人住民に係る住民票の記載の修正を行つた旨

第三十二条第一項の改正規定中「第三十条の二十五並びに第三十条の二十六」を「第三十条の二十六第三項、第三十条の二十七第二項、第三十条の二十八並びに第三十条の二十九」に改め、同条第二項の表に次のように加える改正規定中

二　第三十条の二十　者に対し	

「

二　第三十条の二十　者に対し	
第三十条の二十六第一項	備える市町村の市町村長
第三十条の二十七第一項第一号	市町村名（特別区にあつては、号において同じ。）及び
第三十条の二十七第一項第二号	市町村名及び

」を

「

者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	

」に改める。

者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して	
備える市町村の市町村長（指定都市にあつては、当該住民基本台帳を作成した区長）	区名。次
市名及び区名並びに	市名及び区名並びに

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項を改め、同表に次のように加える改正規定の次に次のように加える。

第三十四条第一項中「第八条」の下に「、第八条の二」を加える。

附則第一条第一号中「第一条」の下に「の改正規定、第八条の次に一条を加える改正規定」を、「見出しの改正規定」の下に「、第三十条の二十一第五号の改正規定（「又は」を「、第八条の二の規定により当該住民票が消除されたとき又は」に改める部分に限る。）」を加え、「並びに第三十二条第一項の改正規定」を「、第三十二条第一項の改正規定、同条第二項の表に次のように加える改正規定（同表第三十条の二十二の項に係る部分を除く。）並びに第三十四条第一項の改正規定」に改め、「第十条まで」の下に「及び附則第十三条」を加え、同条第二号中「次条から附則第七条まで」を「附則第二条から第七条まで」に改め、同条に次の一号を加える。

三　次条及び附則第七条の二の規定　住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第四号）の施行の日

附則第一条の次に次の一条を加える。

（改正法附則第三条第一項の政令で定める日）

第一条の二　改正法附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十四年五月七日とする。

附則第四条中「附則第三条第一項に規定する」を「附則第三条第一項の」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（改正法附則第九条の政令で定める日）

第七条の二　改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十五年七月七日とする。

附則第八条中「第三十条の二十七」を「第三十条の三十」に改める。

附則第九条第一項中「附則第九条に規定する」を「附則第九条の」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（出入国管理及び難民認定法施行令の一部改正）

第十三条　出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び第二項第八号中「第三十条の二十八」を「第三十条の三十二」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

関税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年一月二十日

総務大臣　川端　達夫
内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第五号

関税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七条の二第六項、第七条の九第一項、第四十三条の三第一項、第六十二条の十及び第六十八条第二項の規定並びに関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の八第一項、第八条の二第二項及び第八条の六第三項の規定に基づき、この政令を制定する。